

滋校
梅平禮實錄
全

232

387

232-387



1200701772026

Kodak Gray Scale

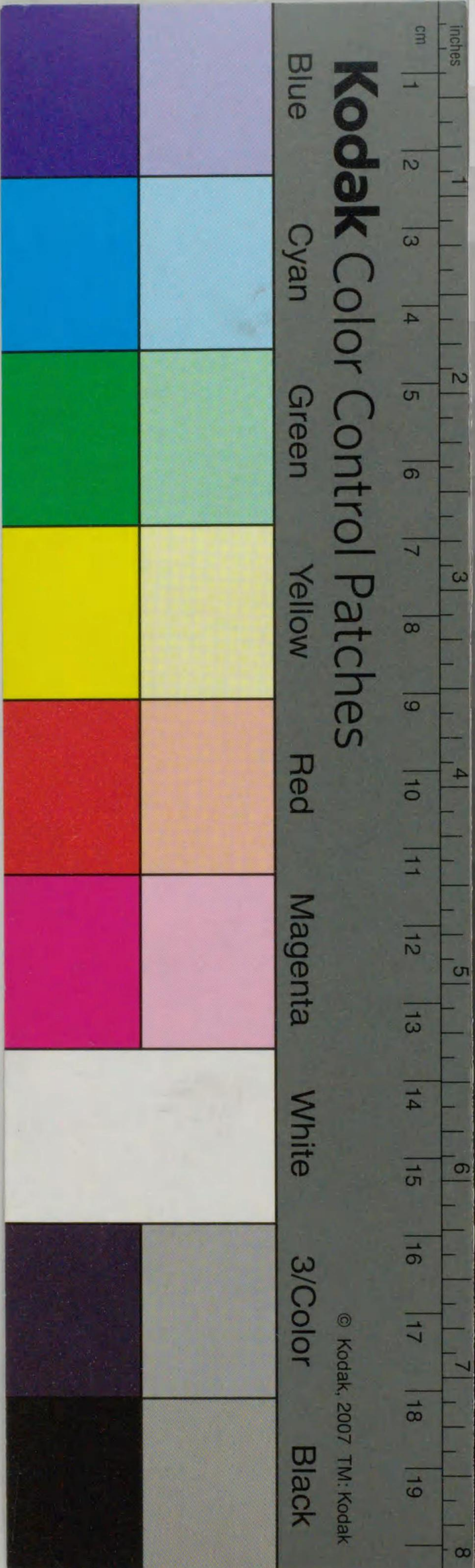
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19




© Kodak, 2007 TM: Kodak

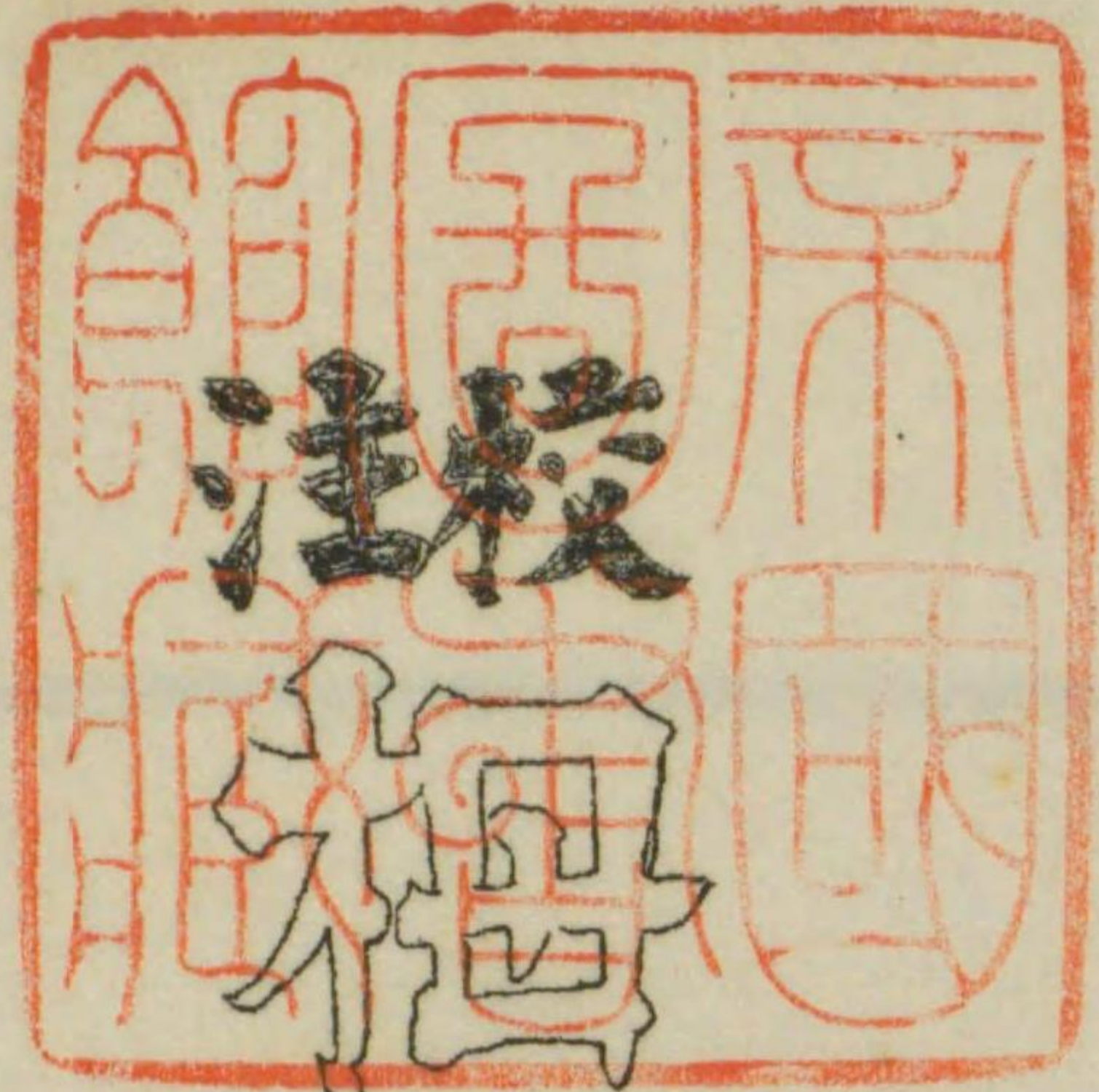
Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



© Kodak, 2007 TM: Kodak





校注

梅

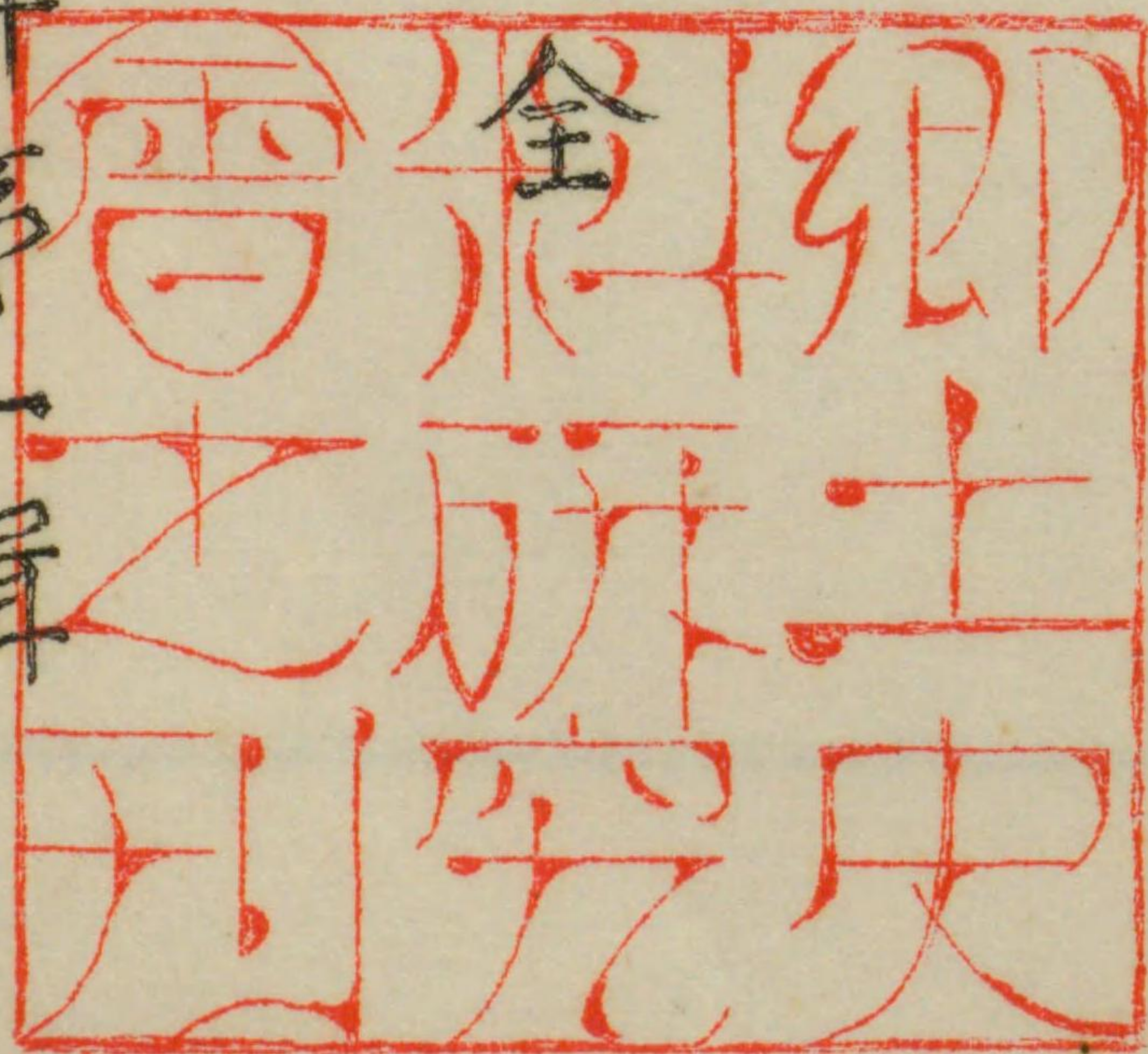
年

禮

實

錄

郷土史料第一輯



全

郷

土

史

之

研

究

刊

行

史



昭和七年
五月
交
五

封

國

三

年

禮

實

錄

郷土史料第一輯



冊年禮實錄總目錄
卷の上

- 一、瀬登リ脇差の事
- 二、飛龍太刀の事
- 三、吉例雨の事
- 四、鱗の事
- 五、旗の事
- 六、手鉾太刀の事
- 七、小屏風長刀の事
- 八、神息太刀の事
- 九、巴作り太刀の事
- 大、神氏始の事
- 祖、母嶽大明神大神氏の始の事
- 百、川合戦討死家中一統氏名
- 佐、伯進士家中衆

○ 梅牟禮本記

探題義鑑公へ以名代勤仕之事
祖母嶽大明神佐伯勸請の由來

凶田地祭の事

大明神社造營の事
惟治公魔法被歸依の事
惟治公右馬之允を被召事

卷の中

野々下右馬之允速懷並歌の事

監物春好爭論並佐伯伊賀守孫に教訓の事

惟治公魔法成就並鷺を呼る事

惟治公山上寺參詣の事
御曹子府内へ御勤の事
探題へ使に深田伯耆參る事

卷の下

白杵近江守佐伯討手に下向の事

府内千手堂旅宿伯耆野々下討死の事
白杵近江守圍梅牟禮城の事

長景和談の使惟治返答の事
寄手偽て記證文乃事同落城

龍護寺にて詠歌の事
惟治公馬上より水を乞ふ多田彌四郎娘ゆかさ

事並黒澤休息の事
長景梅牟禮城征罰の事

佐伯家中浪人の事

惟治公於日州三河内傷害の事
千代鶴君西野村にて御傷害の事
富尾権現の由來

附録 大神姓佐伯氏系圖

終

本書は鶴谷外史藏本の文政十二年の寫本を復寫し、大神氏系図、緒方氏系譜考、大友興廢記、豊後事跡考、豊後國誌、源平盛衰記、豊後風土記等に依り校注を加えたり。

本書中文章の不備の点数々あるが原文のまま、止めたり、之原作者を憫ぶに好都合にして又時代の香高けれはホリ、さ小ど全く意の通ぜざる箇所は合議の上訂正したる二三あり、此小寫本未せる人の誤字脱字の箇所と思考す、當字、章の位置の適當ふらざる等あるが原文のまま、

思小に卷の上の前半梅牟禮本記までは傳説にして古事記等にも大同小異の文あるは同意しがたき点数々あるが本記以後は大友興廢記國史源平記にも見えたは小ば正文ホらむ、讀者の便を思ひ原本には附せあらずも卷末に現代最も正確と信ぜらるる系図を添へたり。

梅牟禮實錄 卷の上 (劍の卷)



頼登り 脇指乃事

佐伯惟勝の代に佐伯蒲戸の沖と云小處に船を浮べ遊興ありし時脇指鞘はしり大海に入、海士を入川てたずぬる、見えず、豊后佐伯梅牟禮乃城下木戸之瀬と云小處迄登り夜々光物と成り、大谷恐川て此瀬を渡る者亦く、翌年惟勝此瀬を渡り龍護寺詣乃時水底しきりに光り馬上よりあやしみて人を入川探し給へば、先年蒲戸の沖にて海に入し脇指ホリ、蠟殻つきて朽す元の如し、それより瀬登りと号す、佐伯惟治乱の時隨身あるホリ、近代見えず、瀬登り奇特捨てかたさによりて記す。

二飛龍の太刀乃事

此太刀乃奇特は鞘を拔ば、然元より又龍の形ち有り、次第々々について上り、後には切先に有り、鞘に指時は又鞘に

然、腰余

大津留家は
佐伯三代惟朝
の弟なり

付て下り銚の元に在り、是に依て飛龍の太刀と号す、讓の爲に大津留家に渡す、佐伯家に今はふじ。

三、吉例兩乃事

佐伯の家代々出陣或は物詣て惣て催す度毎に兩降る也、是家吉例也、蛇乃別を請はる奇特、蛇は水を得て活きずと云小、此謂れ呼去云

四、鱗乃事

抑祖母嶽大明神の家は代々鱗有り、前佐伯惟定の嫡男惟重の時元和五己未歲十一月廿日脇の下より一つ出る、我年号日付して是を認む、前の惟定には三つ出た由聞ゆ、去は漢王の右池の邊御遊興の時天俄かに闇と成り大龍下る、右に交り一子を産みたり、是を漢の高祖と号す、故に鱗在り、いかる時に隨て鱗逆に成りぬ、是より帝の怒を逆鱗と云事始りぬ。

五、籜乃事

千時元和四戊午年六月九日佐伯惟定勢州の津にて遠行す、

伊勢國四天王寺に葬る、是に一つの不思議あり、緒方惟榮より相傳乃籜有て箱鳴動かする事雷の如し、臣下皆如何なる事やあらんと不審をふす處に三日有て惟定卒去す。

六、手鉾太刀の事

佐伯重物手鉾と云小刀は大明神嫡子惟基より相傳也、昔年の奇特家に云傳ふたる所、人皇五十四代人明天皇乃御宇承和七庚申乃歲豊後太夫惟基參内仕る、御番士乃時節或時惟基此刀を枕もとに置き昼寢しけるに惟樂之助と云小公家見付て惟基は嶋の戎とは云いふがら若し名作の太刀にやと思ひ秘に立寄抜かんとするに抜けず、惟樂之助立退き諸人に語りけるは惟基が太刀は見道具斗也、銅を鞘の中に作り籠めたるかと云小、就夫恥をあはえんと示し合せ、大竹の中に鉄を込めて其上を錦を以て包み、庭上に立て置き今宵禁庭へ降り下りし物ありと被露して勅定に任せ惟基に切るべき由を蒙り惟基恐れず出で八寸斗り切下る、能切れたる故未の

人明は仁明
ふり

残り其の本に並んで大地に立つ、惟基見て是は降り下りたるものに非ず我太刀の刃の程を見給はん謀也と憤りて其本末を蹴散らかし悪口す、此事敵間に達し流罪可為行に定るか、りける所に禁中に火事出来す、惟基太刀にて大門の扉を引被してあをぎ退け、或は推へ杯して手柄を以て鎮めける、依て流罪を遁ルあまつさへ豊後守に任ぜら川下向し畢ぬ、手鉾太刀は不拔乃太刀とも号也。

七、小屏風長刀乃事

源義經京都堀川の御所に御座の時豊後惟榮と共に鎮西に御下向相成度旨被合る、惟榮思小旨は御内の菊池を給り誅して御錠住すべしとの言上ホリ、依て菊池に惟榮被下彼を切て鎮西供奉御先途乃御祝儀有て惟榮長刀并領す、抑此長刀は文治元年に土佐坊堀川の御所に夜討し奉り、静御前に在て物具長刀を帶し出て敵を退け手柄をつくしたる長刀也、小屏風と是を号す、穢にまじりたる者是に觸ルて身すくみ

たる事度々有り、惟定の息惟重の時元和八年の夏少し錯付きたるに依て即ち甚三郎と云小者三日の精進をして錯おとしけるに三日目に死す、人皆その故にやと云ひあへり。

八、神息太刀乃事

壽永二年平家乃一門帝都を立て九州の地に着かせ給ひけるを豊後住人緒方惟榮平家の一門を九國の地を遣出し軍功不淺、依て義經御感不斜教通の御感状を被下あまつさへ神息の太刀を并領す、抑此神息太刀と申すは人皇四十三代元明天皇の御宇和銅元成申歳宇佐八幡の端相を以て宇佐に何國とも不知童子一人来て逢植をしける、然も上手にて太刀出たす、其後彼童子歸る、不審に思ひ跡をじた小て見るに宇佐乃神前にて見失ひぬ、正しく八幡大神宮の打ち給小植やと殊勝肝に銘し畢ぬ、大明神より二十四代佐伯惟定の息惟重の時にも奇特有り、惟重伊勢國に住居の時元和九年の夏砥の爲に京都へ登せらる、其夜惟重の嫡女急病に侵さ川絶

兼たり、惟重臣下に一人老臣有て神息を京都へ登せらるその故にやと述ぶ、惟重家臣共是に同じ、夜を日についで人を登らせ大津の駅にて此太刀を取返し門に入るや否や息女決気して平日の如し、古礼家を守る太刀の奇特ふるべし。

九巴作りの太刀の事

祖母嶽大明神の神体大蛇より惟基母堀川大納言の息女に譲りし太刀ふり、緒方三郎惟榮の時に小さすがと号す、大明神より二十五代伊勢國に居住の砌藤堂伊賀守侍從藤原高次此太刀を一覽の望有りて辞退しがたぐ、寛永三年十月十日の夜亥の刻に惟重太刀を城中に持參有り、高次直に手を掛くる事を憚り杉原一枚手にしき太刀を取抜んとしぬ、其時惟重請取り抜て高次に渡さんとする時座の板敷崩川落て座中五六人卒倒す、上下肝を冷し奇特を感じ其後土器を出し太守祝ありて盃を惟重に始らすべしと宜小、佐伯惟重は祖母嶽大明神の御盃ふりと高次雜談有しとかや。

杉原は嶽の名ふり

雜談は笑談ふり

それよりものかはり星轉じて大神の家昔にいとじからず、家の政も疎成り行くに従ひ、神慮を受所も自勝有に非ず、寛永未惟壽俄に沉病に染み別離を告げてより祖母嶽大明神以承二十六代に當り勢州津にて佐伯家重器他家に渡りぬ、後承傳聞件の太刀は勢州津町富尾宮奉納し神爾と成ら小しと云ふ。

大神氏系圖に依れば年代の相違あり附録を参照

二十一代佐伯惟治没落の後居住柵牟礼續家二十二代惟教二十三代惟真二十四代惟定二十五代佐伯家断絶二十六代惟壽(注惟壽は藤堂氏の客かといふ佐伯氏を立つ)

大神氏始の事

鎮西豊後國祖母嶽大明神は神武天皇尊崇の神威、高於蒼天靈光、深於巨海、其在所は豊後國入田郡也、豊後日向肥後三國にまたがる大山也、人皇五十代桓武天皇の御宇堀川大納言勅命に依て豊後諸方の莊日野小田名字田村に配流ありけるに希代の不思議は祖母嶽大明神和光の塵に交り假に化

入田郡は直入初也(豊后風土記)名は印を意味す

此傳説と同
源の文字等
記にもあり
又惟基の
ことにつき
の傳説をし
るに平
家物語
十五卷
三十三
巻に
あり

人の姿を現し夜々大納言の息女に通ひ密契有り、この息女平
生佛神を信じ殊に容貌人に勝れけり、此の契かくせば現る
るの習ひ父母終に是を知り息女に問ふ、息女の曰く我も亦
此消息を不知と、有りのまゝに父母に語る、我夜化人に問
ふ、父母密契を知る上は姓名隠さず宜小べしと云ひけり、
化人の曰く恥じや此後は来る間敷との返答也、歸る所を知
らん爲長糸に針を付狩衣の襟にさし糸を糺して見れば祖母
嶽の麓の一穴の内に留りたり、女云小自是近來り侍候姿
を現はし給へと云へば岩屋の内聲ありて我形を見れば必ず驚
くべしと、女じきりに望みたるは大蛇に現はれける、息女
を慕ひ来る者共驚き去つて道に於て兩女死す、後老姿乃宮
小松乃宮と号す、息女独り残り爰に於て神詞あり、汝懷妊
したり産む時は即ち男子ホリ、氏は大神、名は大太夫と号
し諱は惟基と号すべし守りの爲と云ひて忽然と現はれ太刀
一腰出し息女に給ふ、息女押戴きて曰く、それ子を産む事

惟基の没年
元永元年は
永延元年の
誤りの如く
かくせば惟基
の出生は
寛平五年
の出生と
如し(佐伯志)

菊池氏の起
原は私作よ
り二百十年
を怪はる後
あり

十月の間を辛苦すべし我はかくして安産せんと云小其時大
蛇の云小我神力にて安産さすべし、併我蛇体に鉄を禁ず針
の爲に只今仕すと云、己に見えず、息女惜みて別れをかふ
しみ漸く父母の家に歸りぬ、去程に光陰時を不待人皇五十
二代嵯峨天皇の御宇弘仁二辛卯年三月五日男子誕生す、神
詞に任せ大神朝臣大太夫惟基と号す、元より明神の神子に
る故福智共に足り諸人は是を惣賢大智ホリと云ふ、其後勅使
を以て豊後守に補任せらる、去程に隣國肥後國菊池武行の
養子と膠添の如し、あまつさえ賢と成り是を仰ぐ、
或時九州の大小名菊池が館に會合し武を行ふに、大馬あり
て人を喰ふ故に多年恐水て乘人ホし、この馬を惟基に與へ
ければ悦て馬に向ひ睨みければ馬恐水て汗を流す、惟基打
乗りて手繩をじらべ五方の口を引例式の馬場乗廻し始より
次第次第に早道に乗り手繩の秘術をつくしあまつさ之由乘
までして畢んぬ、皆感じける、たとひ周の穆王は八足の馬

大神氏系圖
に依るに
高千穂次
阿南惟季
野尻惟則
直入惟顯
城原惟清
新網惟通
植田惟平
大野基平
三事惟盛
以上九名

に乗り狩す。我朝の聖徳太子は甲斐の黒駒に召して士峯に
登るも是やと申しける。

惟基男子高千穂三田井改次、二男阿南見惟秀三男植田七郎季
定、四男大野八郎基平、五男白杵九郎大夫惟盛以上賢士五人也。
榮花一身に余り武成五子に傳ふ。恣に國中の賦歛朝廷の饗
物を止む。去程に清和天皇の御宇貞觀三年に惟基を上洛す
べき旨綸旨に依て勅命難默止參洛す。四條宿所に有て勅使
既に立ち給ふ。惟基勅使に向つて申上る歌に

惟基の郁詣のから衣、首かみよりや
たち染めにけん。

勅使即ち歌を奏聞せらる。惟基參内仕るべく宜旨有けれは
勅使と共に大庭に畏る。帝出御有り。汝は遠島の戎と思ひし
所に斯如は神妙ふり何姓ふるかと御たづねにより恐る所
ら私儀は豊後祖母嶽大明神和光の塵に交り堀川大納言配所
の息女に密通有て出生の一子也と奏聞とげけれは私ふらぬ

寛平五年
すすは
二百六十年
余にして
惟榮に至る。

源氏頼朝
起せし時に
緒方三郎惟榮
菊池隆直と兵
を起して平
氏を討つと
有聖武天皇

者也朕は天照太神宮の未裔女は祖母嶽大明神の的子前非を
改め是より朝臣たるべし。宜旨あり豊後國五職檢帯を給へ
り下向す是編に和歌の徳也。去程に惟基本國に歸り五人の
子諸共悦喜の舞を開き歡樂極る事以前に百倍せり。其後大
唐の珍物綾羅錦繡九州の産物金銀珠玉大船數艘に積て五男
白杵九大夫惟盛父の名代として上洛す。帝歡感不斜惟基を
大神朝臣大夫に任ぜらる。惟基威を四海にふるは名を天下
にあげ子孫三百四十余年を経て緒方三郎惟榮の時平相國天
下の権を取り國々諸候是に属す惟榮も相隨京都に有り亦が
ら内々恨を含むと云へども面に出す事あたはず豊後に降り
分國に居住する年久しからざるに平家運傾て一門月御源氏
右兵衛佐殿焉めに洛陽を出去り安徳天皇の鳳輦を龍頭鶴首
に掉し給ひ王体と西海に漂ひ筑前大宰府に着き給ふ。焉御
祢念豊前守佐八幡宮に御參籠有時惟榮猛勢を引率し九州を
追ひ出し奉る。あまつさえ軍勢の中に傍若無人の者有りて

東鑑に曰く
文治元年十
月十六日乙丑
豊後口住人
白杵次郎惟
隆結方三郎
惟榮去手合
戦間被却
宇佐宮、宝殿
押取神室、依
難被下配流、
官符去四日
逢、非常取

大友氏入國は
建久七年

大野九郎泰
基は神角山
に阿南次郎
惟永は高崎
山にその弟
家親は鶴屋
城に依りて兵
と與ふ
豊後小史

宮中に火を放ち宮殿樓閣煙と成しぬ、然るにいづくとも亦
く流矢来りて惟榮が膝の口に立つ、抜け共抜けず依て前非を
悔以我國の地の内緒方の莊を永代不易御神領に可獻旨心中
に念せしかば忽ち矢拔ぬ、漸て惟榮本國豊後に歸りぬ、然る
に佐伯の山徒より事起り九州諸山一統して訴訟にける、
緒方惟榮こそ狼藉人召上せ死罪置行旨南都北嶺を以て奏聞
す、依て勅諭下りけし、惟榮も思ひ定め上洛し時儀に及ば
ば王城をも傾けん、数方の軍兵を引卒し參洛す、惟榮が猛威
に恐れ死罪を道じ上野國沼田庄に配流せらるぬ。
豊後國をば大友一法師能直公拜領す、こゝに惟榮が一門に大
野九郎泰基と云小者有しが此沙汰を聞き當國は昔より他の
妨ふく持来るの地あり、惟榮流罪たりといへども某在國の
上は一戦の功ふくては渡すべからずと云小て入部神角を本
城として次々に勢配り下知して鎌倉勢を待居たり、かくて
鎌倉右兵衛佐殿よりも先手として古庄四郎重吉豊後の地に

頼友は頼朝
より

打込ける、西軍既に矢合し戦小事度々ふりといへども泰基
戦小度に勝利を得る事軍法兵術の達人ふり、古庄鎌倉へ注
進をせたりけし、頼友公よりの御下知あり良將櫛の齒を引
くがごとく下着し戦小といへども不叫、数月を送る、泰基思
ひけるはたとひ度々勝利を得る共天下に敵對し終に滅亡す
べしと思ひ定め一門若党を集め右の次第を申聞せ我切腹す
べしとて一通を能直公に書残し自ら頭を刎ねて矢せぬ、明
く此は建久九年大友能直公御入國に付百姓近千秋萬歳を
おほぐこと不淺。

こゝに稀有成る事あり、五六年を経て泰基が魂未だ消えず
大友家障碍ある事甚し貴僧高僧加持祈念をつくせ共じる
し、亦し、安部泰親下りて泰山村部を守るといへどもや、
もす此は靈魂たりをふしふどもち扱小ことあり、故に
社を建て御靈の宮と号す、毎年大祭を取行ひ是によりて
きくとかや。

足利尊氏九
州着は建
武三年ホリ

備前守は
佐伯家六代
准仲ホリ

七代准仲の
時建武三年
二月廿八日に

改元ホリ
尊氏は尚
建武の年号
も使用しあ
たり

大友興發記
に同意の
文あり

山城守は
正史に見え
ず八代豊前
守の事か

去程に惟榮沼田の庄にあつて罪ホキ旨申開き勅誼を蒙り再
び本國佐伯に住し畢んぬ、其後百五十年経て尊氏將軍九州
着の砌佐伯備前權守が時に當て日向國肝付八郎誅伐に付御
教書をたまふ、其辞に曰く

今度肝付八郎兼重以下凶徒誅伐之事に指遣し畑山

修理亮八郎彼隨被催促拔軍忠候条如件

建武三年三月廿八日 尊氏判

佐伯備前權守之守殿

如斯御教書に依て軍の魁をホシ肝付以下凶徒誅伐偏に權之
守が致す處也其後光嚴院御宇鎮西所々に一撥蜂起す就天院
宣を被下其時相催す一族悉致軍忠者天氣如斯(本書に備付文ホシ)

正平二十年十二月十五日 右大辨

佐伯山城守所

院宣畏頂戴軍勢を集め鎮西の逆乱を静めけるは山城守の大
功祖母嶽大明神の擁護乃致所也夫より相續きて二十三代佐

島津氏を
對つて感状
あり

伯惟定も亦吉公此時に武威盛んに勝計を盡し數通の御感状
有之代々軍功諸人の知處之也

祖母嶽大明神氏の始の事

柳豊後國祖母嶽大明神は鸕鷀草葺不合尊の御母にて海神の
姫豊玉姫と号す、神武天皇祖母嶽大明神と祝始給小、神武
天皇は葺不合尊の第四の御子也、故に豊玉姫は神武天皇の
祖母たるに依つて山を祖母嶽と名づけたり、其後豊玉姫の
妹うがや葺不合の乳母に付き給ひき、去は九域の騷人八徑
佳客崇敬せずと云ふ事ホシ、其産所は豊後國入田御日向國
に隣して大山岨々として峻岨也、凡そ三里余万木隠深とし
て白雲腰を帯び素雪異峯を勘り、四時の佳景絶へざりき、
寔に人皇五十代桓武天皇の御宇に當て掘川大納言儀鑑公故
有て豊後國緒方の庄に配流せらる、宇田村に於て姫御誕生
有り名を花の本と号す、こゝに不思議あり祖母嶽大明神和
光の塵に交り化人の美ホるに現はし密に大納言の息女に通

此傳説は祖母
と楯穴麻解社
の傳説と同じ
ものなり

い給小、さ小ど姓名を云はざれば其所在を知らん為長き糸に
針を付狩衣の裾にさし是をじたひ得て見れば祖母嶽の麿の
岩屋に於て神体を現はしけり(神詞あまたあると略す) 嵯峨天皇の御
宇弘仁二年辛卯三月五日一男子誕生有て神詞に任せ大太郎
惟基と号す、夫より五代の孫緒方の三郎惟榮(武勇前に在り略す)
然も大力にてその量不知、同左軸丸と云小所に遊山の序に
七尺四方の大石を鉄棒にて突通じ、鉄石 承安三年五月三日こ
亦たかふたと早苗を採る時惟榮物見の馬辺に出て此畔を限
りに今日植之渡すべしと被申、田長承り入日近く候へば成難
しと申すに惟榮入日を延さんと宜へば田長早乙女興さめし
景色にて居りけるが地も有にや日も足り残りて植仕舞ぬ、
(入日の延たるや惟榮の
かに依るや不審のこともホリ) 惟榮即ち日神の神領寄附あつて今にあり
其田を祭田と号す、又同所并上入田、瀬数町乃水上に一つの
石有、平にして上は七八間下は細き嶋あり、磧礫小石交り並
べり、洪水の時漲る波に不流残り留る事不思議也(云々佐伯島と云)

惟義は惟榮

緒方家盛ふらん驗に此島廣くふるとかや、緒方も佐伯も本
一姓なり、去程に惟家の時代に平家の代乱れ一門帝都を
去り安徳帝を始奉り諸侍爲祢のため豊前守佐宮へ參籠致し
玉ひぬ、惟榮平氏に恨有り諸軍を引率して平氏を宇佐より
追出し家来に徒者有てあまつさえ宮殿に放火す、之を憤つて
南都北嶺諸山一統して訴訟し上聞に達し逆鱗あり又義経に
一味し九州下向の旨鎌倉へ聞へ頼朝公の御悪有り彼是罪科
難遁惟義勅に依りて被召上らる、数万の軍兵を引率し若我
死罪に及ばば乍恐王城をも傾けんと思ひ定め參洛す、惟榮
が勇氣によりて死罪をふだめ上野沼田の庄に配流せらるると
ホリ。

耳川合戦討死家中一統

天正六年戊寅歲七月十二日

佐伯紀伊守惟教入道宗天
同嫡 彈正少輔惟定宗勸

惟定は彈正少輔
御にして惟定に
あらず惟興なり

父子三人三重宇目兩所の武士千五百人余都合手勢二千余騎
又日州伊藤入道高城の陣にて薩摩加勢のため討死の面々大
略書記す次第不同

同二男

新助鎮忠

佐伯	織部	長田	九京	漆矢	内記	本越	左近
柴田	凶書	塩月	大學	柴田惣左衛門	子	柴田九吉	
弟柴田三右衛門	弟同	甚助	泥谷	内膳	子同	雅樂之助	
全	九京	今五郎兵衛	佐伯	民部	子	全	彌八郎
弟全五郎左門	塩月源右衛門	全	彌兵衛	神志名	左近		
廣未	市助	川野	大藏	黃	彌兵衛	宗	徳
慶	東坊	阿部猪之助	同	半助	堀	彌四郎	
泥谷	甚右門	長田	將監	横田	九馬之助	戸敷	新四郎
横田	凶書	戸敷	興兵衛	森田	三助	全	善四郎
木屋	勘解由	高司	治郎右門	佐用	玄階	宮脇	藤七兵衛
寺田	相模	泥谷	三郎	矢野	與市兵衛	弟	彌十郎

塩月	刑部	塩月	勘解由	後藤	出羽守	岡部	市助
川辺	大藏	成水	大藏	白杵	隼人	阿部	弥六助
同	勘六	由布	左馬之助	飛彈	宮内	成岡	藏人
同	主計	同	藤右門	安藤	織部	中野	主計
御手洗	玄階	高木	教馬	小倉	惣右門	杉浦	島之助
才田	子三兵衛	寺島	大助	未松	左近	津井	右馬
神尾	藏人	矢野	左助	高木	左京	大津	弁兵衛
才田	市兵衛	宮脇	式部	塩月	玄階	後藤	大和守
泥谷	善七	津井	舍人	佐用	主水	長田	源兵衛
狩生	左京	同	源三郎	漆矢	新十郎	中野	藤十郎
染矢	平次郎	谷口	与四郎	出納	新兵衛	古市	又四郎
全	四郎五郎	古市	孫十郎	同	宗人	同	新九郎
同	又左衛門	同	孫太夫	同	忠右衛門	同	又兵衛
古市	勘太夫	万	力坊	池辺	半助	高畑	與四郎
上岡	和解	大野	宮内	藤原	徳力	岳	市太夫

同 宮内 護真寺兵士 金剛寺兵士 與力 衆
都甲孫三郎 龜井左馬之助 德丸彦三郎 惠良 主計

都合百貳拾余人戦死

佐伯進士家中衆

宗天の侍が陣山に残り小置く衆中のこと

佐伯小左衛門 同 長次郎 同 市助 同 茂藏
同 久右衛門 柏江 兵部 同 民部 同 半右衛門
長田 左近 同 八郎 同 源次郎 同 市藏
本越 吉藏 高畑三郎左門 同 次郎右門 同 市之進
同 勘解由 同 利兵衛 同 勘右門 高木又之丞
下野村市之正 在川 久弥 黒川左傳次 山本 久弥
下川治九郎 丸田 作内 川村 三郎 一木 小兵衛
羽川与次郎 大井与左門 塩月大内藏 山田 宗安
木村 孫作 柴田又兵衛 芝島傳之丞 後藤 宮内
柴田 久内 若藤理右門 深田 大學 津井 宗助
同 初右門 佐用 兵助 守田可右門 松田勘左門

佐脇 宗清 同 助左門 同 藤十郎 亦屋 甚作
阿部弥五郎 大島 主水 山部 茂作 近藤 八郎
牧田又右門 切畑茂左門 三浦 主水 三浦 千鶴
佐田 甚吉 同 在藏 同 次右門 加藤五右門
奈須源之丞 下堅村久五郎 河野 三平 見玉 隼人
同 丹波 同 虎壽 〇〇〇 宮 同 内記
同 助七 同 左京 同 主計 同 作藏
同 大學 同 善五郎 東才 佐吉 安藤 丹後
盛岡治右門 同 六助 同 大藏 同 主税
矢野 大隅 柳井作之進 蘆田右馬之助 筒茂屋將監
由布 刑部 沼屋新五門 同 治右衛門 同 新右衛門
飛禪 又助 柳井 織部 同 太平太 同 弥藏
梶 源助 本本 勘助 吉良 太郎 同 吉右門
中村 雅樂 野々下和泉 同 治右門 同 藏人
中根 志奪 鶴田弥之助 高木 兵七 御手洗左京

大井新之丞 新聞小源吾 同 久作 廣瀬 勘平
山口右馬之助 同源右工門 柝原周防守

都合百十八人
佐伯紀伊守惟教入道宗天
同 彈正少輔惟定宗勤

(注)大友義鎮の頃天正六年戊寅日州土持親成叛す之を生捕にして浦浜に斬る

薩州を伐んとて三万五千の兵を出し牟志賀に本營を設く十月十二日耳川に大敗す

(大友三十三代記)

天文十八年七月義鑑欲從肥後國士而出軍先陣者佐伯惟教志賀親安

(古本九州軍記)

佐伯紀伊助入道宗天嫡子彈正少輔惟真次男新助鎮忠少と憶せず真先に進み大勢の中へ割て
入喚呼て十方に相當り須臾に變化して利兵望疊を碎き戦ひけるに敵の圍いよく重なり

鎗に突水矢に中り破たる申し朱にふり人馬共に疲小ければ父子三人乱軍の中に対死す

(豐薩軍記)

柝牟禮本記

柝九州豊後國海部郡佐伯乃左柝牟礼の城主佐伯薩摩守惟治
公と申すは職朝散大夫に任じ録すでに高き也尊き振舞有
て近國名家恥ずる方小し息を千代鶴御曹子と申す(文徳帝の御中
佐伯次郎曹子
の稱あり)威勢多廣し大友幕下といへども天津宿弥苗裔鎌足大
臣淡海公の後胤堀川大納言裔孫三子高千穂太郎佐伯次郎緒
方三郎是也惟治公は二男佐伯家を繼ぎ給小廿一代にて佐
伯家滅亡す大永七年十一月廿五日

探題義鑑公へ以名代勤仕之事

千代鶴御曹子は九歳にて英才智略人に勝川給小或時文を
學ぶべしと云ふに相叶ひ給小寸暇亦く馬兵術蹴鞠教奇の
御もて遊び音曲笛の業まで御師匠を擇ば川古へを慕せ玉
へば走功の輩も御挨拶に迷惑して嬰子の讀書に付て師の前
に謝るが如し或時惟治公若君を御側に召して其方幼年を
りといへども一城の主は公私の礼法古老共に軍事を問ひて

可知配膳觀待進退座敷の饗應の次第夫々見計し毎度赤面して臍をかむ事宜し。此度探題修理太夫殿為音信名代つかめすべし、勤め口宜の品送り進むるものは家臣共計し申すべく謹んで聊も退屈の体を見奉らず尋ぬ玉小品々滞りよく挨拶に及ん事專要ふりと委く御含め府内城へ御曹子ふがら被趣ける、御供の諸士夫々申付玉小、野津宇目兩御に在宅の侍共は梨峠に出向ひ若君行粧をつくろひ前駆後隨花を銚り錦を連ぬ供奉の侍次第を以て操出す、まことに高家の小るまひ哉と進國都鄙の目を驚しける、

祖母嶽大明神佐伯勸請の由来

神は敬小に依つて驗有と申し傳小、されば天地を動し鬼神を感せしむるに於てをや、寔に佐伯惟治公六書に聞からずおはしけるが時代とて大友家幕下に属し玉小といへども佐伯と大友とは兩輪の如しと九國諸土皆々仰ける、
頃ハ仲春四方の霞も閑宿の軒より開き雲雀待の道には咲く

日廻の影に糸遊の有はふきにちらめき胡蝶打む水戯むるも
莊子が昔の胡蝶の夢常ふらぬ世に惜むは春の一刻とや、さ
れば惟治公寢所近き高殿南西の簾巻き上げ給ひ遠近の山路
を遙に眺め玉小に絶たる世を緬き廢水たるを揚るは君子專
らとする所也、我今僅に行程十余里の村々の城に四時の勤
めのみ探題といへども何ぞ恥べきに非ず、是皆先祖のかけ
にて後榮を輝玉小と思召より、或時餘原監物野々下右馬之
允佐伯伊賀を召さ水御物語の次手に天下今静謐近國和穆し
へだてふし、就是ておもふに先祖の功恩を請次いて柁牟礼の
城主從五位の上に座しけるも編に大明神の御影也依て是焉
冥賀且は名利の守りふれば祖母嶽大明神を此地に勸請申し
公私の運命をも益禱りて恒例の祭禮を執行し家臣老若男女
幸を祈らば第一千代鶴が後榮目出度かるべしと仰ら水け水
は巨雄智臣涙をふがしける時佐伯伊賀座を退き席を改め申
しけるは御總廟の神靈を當城擁護の爲に勸請の思召立て御

武運長久の奉謝に候若君御盛長御行未日出度事、傳承る涼
家の嫡祖頼義公正八幡を勸請して太郎殿の鳥帽子父と奉頼
八幡太郎義家公と号す、二男は賀茂明神元服の父と仰ぎ加茂
次郎と云小、三男は新羅明神の寶前にて元服し新羅三郎と名
乗る、果して三家未業相續して今の世に榮へ給小所ふり、此上
は早速御建立然るべくと申し上ける、惟治公御悦不斜則ち
伊賀に被仰付奉行頭人筆算の建役其外、國中に觸れを廻し棟
梁の輩に仰て檢地水盛を近々に沙汰し既に吉辰を之らみけ
り、

凶田地祭の事

君君たる時は臣亦臣たる事といへり、誠ふる哉、惟治公先祖
崇敬之思召より臣下遠所の代官大勢の祝部名譽神祕の官人
保社山伏の中時の機に當るを召し寄せ宮地吉凶地神の祭然
るべしと評定也、大神宮の御祠の内誰某は日本開闢以来の
社稜長吏たりふと評定一決し難ければ、惟治公の仰に、さし

凶は直也
南郡上野村
ワラビノに在り

保社神官
祠一節

て大營の機にも非ず、一國一城の鎮守也、我吉に趨く時五十
歩、凶に走る時は二十歩と云小事、あはば早速の大機、其機を選
むべからずとて、こゝに佐伯の内古き稱宜能古幣の形を相應
したる元京亮といへる老人鳩の枝のたわみ折れたるばかり
に腰のかいめをめてして賢牢地神の祭仰せ蒙りたまひける、
こゝに城より南西の間に清浄の地あり、俗呼んで凶田と云
小、幸に旋柄もおだやかかにして巔に松ぞびえて間廻流石に
能き所ふれば惟治公直覽あるべしとて乘輿廻さる所心の及
ぶ隈々まで得求め玉小に日神相應の地也とて地祭日限極り
ける、去程に御直檢の上今日賢牢地神の地堅め有べしとて
社人は不及申見物の人まで鶏の声を不待鐘を不聞山野満ち
隣國薩州鬼界五島までも聞傳走りあつまりける事おびた
し、古稱宜元京亮風折鳥帽子に狩衣を着し南西の德行に座
す、相連いで宮外下稱宜属神樂催馬樂之役人征鐘太鼓の卒
鉾持面かぶり、十二座、里神樂夫を列役して祭文には五音二玉

の詞をつらねて口に金を吐て金銀米錢五色の餅四方にホゲ
禰宜言數十返に及て其日神拜の事己に終りけり

大明神社造營の事

宮地極つて神事相済しかば家臣營中出仕して奉賀依て惟治
公別して御装束を被改諸士輕重に依て礼を受け給小、左京
亮は時の頂職に依て御對座にて御懇懃を宣玉小、大永五年
四月に御宮作成就して惟治公御社參、佐伯伊賀御案内に宮作
見分、御悦不斜棟木板銘には惣奉行佐伯伊賀守惟通古禰宜允
京亮太夫定盛相隨て造立勤役の輩相談し歸城ホさ小ける、
其後御社領を被寄附差緒ぎて大宮八幡宮、考の宮、菱の宮、妙見
宮、大内之宮、紙園宮、白山一宮、二宮、本宮、下宮、追々御造立、古社
道社神に禰倉等奉りて御再建神社佛閣繁昌日々に増し月々
に添へ尊敬し給小、御先祖祖母嶽大明神之記録新に探り奉
る也

大宮 上野田
城村
考宮 狩生
妙見 佐伯町
白山 上野村
紙園 切野村

惟治公魔法被歸依事

榮華は夢の中に散り榮耀は現のみに盡るとかや、其頃惟治
公壯年にて勤功専ら勵み玉ふべき所に若年の千代鶴を以て
名代として府内の勤を補玉小、果して後にこそ思は小ける、
叔、惟治公不宜魔法に心を移さ小奇妙不可思議をのみ思ひ
玉小、寔に山上寺の住僧春好と云小行徳外法を兼備し縱て
空を翔ける鳥も落し、野に走る獸も呼返す通力自在の法印
見聞く人怪をホす、いかふる因縁にや惟治公聞及ば小使者
を遣し何とホく歸依せらるこそうたてけ小、毎度世上の浮
沈天下盛衰古今の変を御尋有て隔心ホく御側離小ず、或日
夕暮に空さへげホく雲の絶間にうたが小ホさかの桐の葉の
ける三日月手もとにたまりぬ影の盃の中に入りて、郎く小竹
の軒端闇さ稚童の燈を持ち出しけるに付仰ら小ける、かやう
の闇夜も燈を不持して清龍(涼殿)の輝を得し野乾の玉かと不
思議の器也、春好申しけるは昔柘尾の妙慧上人を次郎と号

す、解脱聖を太郎と名付頼玉小てそを春日大明神は諛宣新
に成ぬ、大將此術を行玉は人事は畢竟劍術の奥儀を極め玉
小本心に居り玉小業也と申しける、惟治公是より春好を佛
の再來の如く思召し備に子供の乳房にかしづく如く同袍の
言葉をふし、古老忠臣のいさめも不用却って出仕憚り主従の
さまたげと成も外道の術にやと後にぞ申合へり、次第に惟
治公魔法を行ひ領内五ヶ村の窮民を責めはたり、山谷の深
木を炎天とも云せぬ数百の材木を城内の高き所へ引登せ、
近御他方の田夫たり共老若を云せず呼寄せて昼夜の工役に
勞れ目くるめき病を受け遅參の者へは急の催促櫛の函を引
く如く下郎外様の役人共事の仔細を不辨闇夜に松明を以て
時刻を移さず新殿を作り立て、春好に與へけ小ば戒光日頃
に又十倍し益積徳し白月十五日清浄の水を汲し潔齊の精進
起る時も有り黒月七八食を漸ち又は火の穢を忌む、惟治公
此修法に御身を移し垢離の水を荷小下郎道場の土を運ぶ輩

米の黒米
米の中に毒
すも米あり
人を毒する
に用小と

も辻にイみ只不思議の物語より外はホかりけり、さ小は春
好が檀上修法惟治公の外見たるものホし、然るに殿中の庭
塵をはく下郎の者或時板の節穴より檀上の次第を透見しけ
るに、本尊は其色赤き事燃る火の如し、形体は手足数多有
て百足の如し、備への供は米の黒米を以て合飯うづ高く盛
て四方に数々並べ置き、立花を卯月、燈明は宮守の油をつ
ぎ数百の器物を並べ、春好惟治公諸共赤黒取交せたる珠子を
逆手におしむみ禮拜教知小ず、毎日丑の刻より垢離にお身
をやつさ小夫より新殿にも出玉はずと云へり、諸士聞と胸
塞り寢食を忘小万民憂ぬ人はホかりけり、さ小ども命を拗
て國を助くる者ホく朋輩毎度の會席にも評議とりどりにて
教日を送りける、然るに佐伯重代の近臣野々下右馬之允と
云小者諸士の中にも若年とは云へども儀に望みては一足も
たじろかす、後夜一人枕を傾けつくぐくと
思ひけるは、藤房公の一首に嵐や庭の松にこたえんと運ぬし

彼優婆塞
は役の行者
小角の事も
去小

に心付君に對し諫言申上御用いふき時は三度上も奉諫べし
と未明を待ち兼柙牟礼城に入り御前に頭を付け謹んで申上
げるは、某不肖の身に候へども数代の御厚恩身に余りくら
がる事ホシ、御家の臣ニの座につき諸人に敬る事も皆君恩
の厚き所也、然るに當時の余風を妾の危き事若輩の身に
申上げるは恐ル多く奉存候へども大友家の陪臣當家を姑ん
で実ホキケ條一フ一フ指を折り悪ざたに云沙汰仕るよしほ
ゞ承り候其上近來不宜術を修行したま小事正當の仔細と不
奉存候へ共時に取って名目に違ひ候、折角御勸請の靈をさ
し置き新佛を敬し給小事御家長久の御願とも不存、夫のみ
ホらず府内の御勤め疎略御幼少の若君を以被遊御勤格別御
病身共申すにも無御座未だ御老体にもホシ、只春好が法
をのみ在信條彼優婆塞は葛城山にて橋を渡し候に其身行力
強き人にて諸神を使い橋を掛ける時葛城明神は女神女体故
畫を取じて夜普請し給小、彼行人不思議現はし候事天下を

仕に使小
易一益

も覆すべしと奏聞せら川て遠流に罪せらる、彼様正しき諸神
を目前に仕小驗者すら如斯増じて春好如きいかほどの事か
あらん、ことの破水に及んで此儀を申上げたらんは易エキホシ
恐ルホがら御厚恩重代奉頂九中一毛の御恩報と奉存憚を不
顧申上候と涙を流して平伏す、惟治公聞召し一言も出し玉
はず立玉小、右馬之允も心底を不殘申上る上は今日は御聞
入も被遊候上はと思ひ退出す、

惟治公右馬之允を被召事

又翌日も右馬之允早天より詰かけたりしが惟治公出玉い、
去とはその方若年の身に申條奇特神妙也、然ル共我藤原の
嫡流にて正しく神孫也未せたりとも日月地に落ち玉はず我
何ぞ再び龍種神妙の奇妙を揚げ先祖を輝さんは神慮に對し
て尊敬たるべし、只龍神の奇妙を願小計ふりと仰けルは、
御詞を返し奉る事重々恐ル多奉存候へ共御先祖の儀は日本
國中誰か是を知らざらんや既に小幡軍左衛門は行術積んで

尊に化して虚を翔けるといへども臣下に恨の者有て敵に返
忠の者有て此事を狩人に知らせ射落さし事諸人は是を知川
り、左様思召玉はば政道を慎て時節を待たし候はば追々御
家繁昌可仕と申け川は、惟治公の曰く、去ふがら其諫言理
に似て理に非らず悴を府内につかはしけるは父の威勢を以
て寒暑の出仕勤法をも習はせば未の焉と思故也、我何の誤有
て府内より悪のあらん、右馬之允答て、御意御忝に候へ共
御幼稚の若君の御代に御出仕ホらば府内に限るまじ御父御
威光の内にとの仰こそ如何に候、さらば御父子御同道にて
御出仕候ば若君御後學とは可申、府内の御配座誰か歸つて
御物語可申成、是を以て御便よしとは不申候と言葉をつめ
け川は惟治公漸赤面し給ひ有りてホきの御答亦く御座を立
たまへば詮方亦く右馬之允退出すさ川共惟治公又明日も不
相変化離の水例に増して春好と出座し秘密呪の事猶更懈怠
し玉はねば續いて諫言する人もホきこそうたてけ川。

(寫者注) 思ふに拙筆礼記以後本卷ホらぬ。
拙筆礼記卷の上終り。

野々下右馬之允述懐並歌の事

去程に右馬之允が諫言も只徒に響きつゝ、尾の上の鐘を余所に聞玉ふこそ悲しけれ、是より述懐の心出で来て妻に名残りの文も亦く一首の歌をぞ残しける、

かねて亦き身とおもひ亦ばくち亦しの

色にこたへんやどの山吹。

と門の柱に書付て編笠斗り頼にて行未じ川ず出にけり、流石老臣の事亦川ばやがて惟治公に達し、鬼神に横道亦しとかや、魔法に募り給ふといへども右馬之允の事は行衛を探させよと亦り、寔に餘原監物と云小者是は年七六十を越えて古志の軍談にも馴川て拔らぬ者也しが右馬之允に先を越川しを悔み、我答の下までの恥辱口惜しとて日は未だ夕^ナ時^ノ頃城へ伺候し春好へ近づき去とては其方は宜しからざ

る法を企て君へ勤め玉小事御坊の所作とも不覺、凡そ沙門の形は口に経を誦じ抄経を貴び佛戒禪定こそ貴ぶべき事、戒律の真似して君をたぶらかし玉小事、言語同漸の振舞亦るか亦と問答再三に及んで既に鬪争に及ぶかと見之けるが、惟治公御出有て着座し玉へば監物謹んで申上けるは抑寺の有様堯季に及べり、就中御當家も未也、御前を始め射御の御亦ぐさみも亦く若君まで亦馬御槍の御稽古も見之ず、鶺鴒の御慰に事よせ、民の竈の盛衰をも見玉はず、法体に非ずして僧侶律師の印象を結せ玉ふ、あつたら大明神の氏や廢り果てけるこそ口惜しけれと涙を流しければ、惟治公以ての外の御気色にて春好亦川と立玉亦て奥深く入玉へば監物も胸をさすり蕨をかみ亦から我宿へとど歸りける、

監物春好争論並佐伯伊賀守孫に教訓の事

さ亦ば餘原監物も御諫言とどかずと家中の取沙汰有りけるにや宿所を出て退きける、佐伯伊賀は監物右馬之允が立退

きたるとき、涙を流し九才にホる孫を呼び申けるは、去り
としては世の中の定めホきに就けても此度立退きたる兩人、
こは當家歴代の忠臣汝が父ホくホりて後は此二人を頼母し
く思ひし身の上の斯く成り果しは力おちたり、我は今も知
ルぬ老の身の上ホルば正成が正行に云い置し如く正行も汝
と同年ホりしが、父正成は兵庫の湊川にて後醍醐天皇の爲に
討死と定め、櫻井の宿と云ふ所まで正行を同道し、我此度の
合戦には討死也、其方成長せば義を金鉄に守り、君のおいき
どうりを晴すべし、父が遺言に違ふホるとて家に傳ふる菊水
の、旗重代の鎗長刀鎧を添えて渡し、和田新發意思地左近
を始めとして一族悉く討死す、正行遺言を違えず吉野の帝
に參て、一生宮方にて無二の忠臣と今の世まで云傳へり、
其方も正行に不違千代鶴君に忠を盡すべし、子より孫の可
愛さは此年月育揚たるそホたと涙を流して語りけルば、祖
父様よく覺たり、御氣使いホさホますホ、軍法は其時の大將

よりき、ざしづあり、首取事は前かどより聞ては役に立ぬ
と承ると云はルけルば伊賀百歳の童十歳の大人かホと感じ
けり、

惟治公魔法成就の奇特並鷺を呼ぶ事

月往き日来て歳霜の功を積み魔術神変を現し、春好法師も面
を覆ふ不思議多かりける、中にも頃は初秋道逢の詠めに東
風を戸ざして十町越たらん四方の流氷も時を得て致景一入
成り、惟治公春好を伴ひ近臣の若侍に法師輩御側近く召て
御槽の物見窓南面を取拂せ詠め玉小に遙南に川原の中に白
きもの動く様也けルば、座中の人に問玉小に答えて曰く、彼
の方に流あるは龍護寺川原水戸の瀬と申す所にて候、動く
形は生類と見えたりと申しけルば、惟治公春好に我術の積り
たる所を見せ申さんとて、多田七郎兵衛と申す侍に汝あの
河原に居る白鷺を取て參るべしと仰せけルば、七郎兵衛某は
弓勢弱候一定仕る者に被御付候へと申に、惟治公笑給い汝が

弓勢を頼ば我法術に可成や汝河原に行向ひて惟治が便と申し取て参るべしと仰付らる。七郎兵衛不審亦がら上意亦川ばお受して件の川面へ行向ひ鷹に惟治の御使也と云ひ亦がら歩行すれば餘多の白鷺羽を合せ並居り、奇妙と云ふもおろか也。七郎兵衛案に相違して其ま、鷹をとらへ差上け川ば惟治公茂悦不斜春好に鷹を手ずかり御見せ被成師の御坊の傳法初て我通力功の積たる所を譽めて給は川と興せ玉へば春好謹んで神変奇妙の御振舞恐入候、係し御先祖の御めぐみホリ、いかで愚僧が法の力に非ずと申し上ければ比類亦き春好かホと見聞人申合へり。

惟治公山上寺参詣の事

物盛りを過ぎて正に属すべしとは古人の詞ホリ、寔に惟治公歸依の魔者春好城主に尺にして法の師匠と仰せられ、魔法奇妙成就ホらしめ神変に思召すま、朝暮の御崇敬日頃に十倍す、依て倭奸邪欲の輩上への聞へを這從し春好が膝を

抱き音物昼夜を増して山上寺の門へ市をホす事禱の齒を引くが如く、惟治公山上寺御越有可き旨被御ける、扱つらつらと春好が常に勤むる修業術を見るに順逆二つの峯に入り金剛藏王の嚴棺に胎金護摩を修する山伏の業にも非らず、禪定工夫の法窟に住する勤にも非ず成家の道に違ひ凡俗をとろかし神変奇妙を見せ袈裟に裳し、或時梵論し虚無僧禰初の形と合掌数拜して行を見れば、戒綱の三郎不二の太郎の術を修す、或は輪袈裟に色衣の下長き脚布をきびすに踏んで口に誦文を唱へホがら手足付て立ち、五体に汗をそ、ぎため息をつき本尊を睥んで一文の幣串に飛上り縦横に壁を歩み語に曰く、時有て隙零すれば万物の靈ホりと高聲に教百遍呼り、さホがら乱心放言の如し、此法を別て今日修行しつるとして休息せらる、時は脚布を汗通し濡ぬずみの如し、されば此術を修して衣服袈裟衣脚布までも竿にかけ並べて赤裸にホりて冷風を受けんと眠藏に入つて休みける、惟治

公山上寺門近く迄御出有り春好に告げ川は驚き装束の間も
亦く白衣に輪袈裟斗り入りて出向い御挨拶済 案内と仰に
て春好か川が先に立ち直に佛前より客殿に上り、自ら戸を明
て御入を待つに暫く境内致景を望眺め玉小に、脚布を見とが
め玉ひ御尋もあらば御返答申すべくも御詞にも出し玉はぬ
は春好が不運後に思へば御身の讐とは成りぬ、御疑ひ脚布
は法の装束ホるを知玉はぬこそうたてけれ、やがて客殿よ
り御入本尊へ御礼ありさしたり、興も亦く早速御歸城也、
叔春好法師は案内相違し暫く御休息も有御物語も可申に早
々の御歸城不審ホから望早朝法衣を改め登城し御前に出仕
して昨日は修行の砌白衣疎略の儀恐入候と申上げ着座す、
時に惟治公仰けるは其方事魔術行法成就の上は肉食の忌は
有間敷じく今日幸に猪を得たり料理すべきと仰らる、春好
坊例に代りての仰ホ小は驚き入り剃髮袈裟の身とて一法を
も成就したる沙門に肉食の儀御免可被下と申すを惟治公我

思小仔細有是非可食と仰せらる、春好が曰く如何様にても
御免可被下と色を違えて再三詫けるに其方穢たる仔細とく
と知ルり、食せずんば悪かるべしと御立腹にて荒々敷仰ら
る、春好は身に覺ホキ穢たるとの一言、且つ以て覺無御座
御傳法の師を破戒愧の罪に沈め候はば此年月の修行徒に成
のみホらず罰を蒙り、たち處に死すべし、いつまでも御免下
るべしと涙を流して疊に頭をすり付けけ小共聞入小ホく
深田八郎兵衛に仰て是非肉食すべしと以ての外御憤りけ小
ば八郎兵衛も止む事を得ず春好に向つて上意也違背せば如
斯と刀を抜て春好が胸に押當て、いかにと申しけ小ば春好大
音にて未永永く佛敵法賊たとへ一筋の誤有共一度は御免可
有其元も取合せ可申にと此有様天明らかに照し給えは亦に
ど恨むにたりずと思極め御受申す所に早膳と持来小ば是非
ホく肉食をしたりける、暫く有て御庭に血肉をぞ吐にける、
そののみホらず深田八郎兵衛に仰て害せり小けるこそ家滅

七の階とはふりにける、さ小は春好を害せし八郎兵衛も幾
程も小く死にける、礼盤せしめの檀上具共今に至つて山上
寺の峯に有て露におかさ小兩にうた小て朽ても消ぬ形見こ
そ哀小

御曹子府内に御出勤之事

去程に千代鶴御曹司は惟治公の名代小小ばとて深題も厚く
用い玉い席を近付て御對面有、御挨拶柄能内外の御物語と
もありせ玉小に閑にお答有て未頼毋敷被思召漸て被御歸國
の御暇有御土産品々被下御作法殘所小く見へにけり、御歸
城の上惟治公へ御對面ありけ小ば深題の饗應御扱の次第お
物語有け小ば高きも賤しきも子を思はぬはふき御悦不斜お
はしける、しかるにいつとふく探題家の勤仕疎意に隔りけ
小ば探題義鑑公より不審を蒙り給小も魔法の師匠春好恨を
泉下に報ゆる小らん、其頃府内の城外近御誰云小とふく、
昨日今日陣立あるべき定には誰、かしこには誰、大將の御

陣は何里隔てて、出丸はいずこ、前後の備へ騎馬何百小ぞ
と皆見聞事は軍事小小ば、町人百姓は驚き縁を求め道小忍
び、今にも軍の出来したる様にうわさ取沙汰有こそ不思議
小小、依是義鑑公にも被聞召佐伯惟治謀反の事確小る儀は
無之候へども天に口小く人に謂はしむとは申傳ふ、先づる
時は人を制すとの本文有、さ小ば惟治去頃先祖を鎮守に勸
請せる事大營と申すは當時我幕下に属する上は一應窺小べ
きに夫さへ不有に打續いて神社佛閣建立の取沙汰、たとへ
幕下に属せずとも隣國の事殊に親しき仲小小ば挨拶可有に
千代鶴を以て為勤候設実にも胸中一物有之と覺えたり、い
お小も見聞したる事小ば不包申すべしと仰有け小ば御側
衆の中より佐伯惟治謀叛の次第疑い小し仔細は自分病氣
といつはり出仕をいたさず我家に底をつけて御當家同格に
心得其上倅に御免も小きに御曹子の号を名のり隣國にか
やかし、他家をかたらい謀叛の志す所願望の為数々の社造

營し當職を奪小企ホリ、急々討手の勢を向はせられずんば後膳を喰ひ共歸るまじと何の分別もホキ若侍申しければ義鑑公も若者共の申事故古老老臣の智健の輩へ御たずぬの上とて其の日の評議は止みにけり、

探題へ使に深田伯耆参る事

斯て府内の取沙汰雜談續んで既に討手差向せらるるに一決したりと佐伯表へ聞之ければ上下周章城内に入つて惟治公へ訴之ければ我何の不足ありて述懐をし義鑑公へ敵討すべきと大楯に仰ける、智臣古老臣共御最もには候へども油断大敵也と申候へば先達つて御疑ホキ首を仰被入候には然じと一同申せるに任せ、深田伯耆守に仰せ、汝府内表へ罷越此方誤ホキ旨言上すべし、然らば言をかがり媚を乞小事ホク其上にて理不盡申掛道小難き所と思はば、其座を不退一戦すべし、先ず一つ吉左右を待つべしとて御指領の太刀手づかり被下ける、伯耆謹んで頂戴し軍士多き中に某に御使被御付

候事面目無此上難有候也、其上御晋代同様に思召受領官途の名を被下閣々と一生を立てん事、苔の下ふる父にも云甲斐ホク存べく候とて御前を下り朋輩中へも夫々暇を乞ひ宿所へ不歸直に府内へおもむきける、伯耆の一言千金哉、假初ホリぬ主従の別川とこそホりにける、

深田伯耆於府内問答の事

去程に行程十四里の遠路ホルれば夜を日についで府内に着き早速老臣智化古兵の家に入内を入内して惟治使の由を申演ルれば数輩寄合の席へ通し對面の上、扱て主人惟治儀御館より御不審を蒙り恐ル入り候、右付陪臣の某各々に對して速かに罷出候事卒忽の恐ル候へ共人傳に申すは時に寄るべき事に候、推參御免可被下候、扱主人身の上謀叛と悪名取り候事は不肖とは申しホから歎き入り候、惟治常に神佛を尊敬し、國土安穩を祈り忠賞に私ホク、元祖祖母嶽明神を勸請の事道梯の破損をホげき私をすくて公務を守る、月次の勤

仕に幼少の息千代鶴を名代に上候事は人質同様の志に候はずや、官位の上に位録一城の主何の不足を以て對御當家謀叛を可加立、以比旨達上聞宜敷御執ホし可賜と一度は怒り一度は歎き涙を流し齒をかみけルは老体古雄の頭人も頭を下し、実に理とは思へども敢て誰有て許容する人ホし、違日こそと謀じ皆々退散したりける。是を初めの口上として毎夜毎日催促し返答遲しと詰めかけ、心を碎きつゝ、府内午手堂と云處に数日徒に日を送りけるといへども御上へ通ずる人もホかりけるこそ無念ホり、

柵牟礼記卷の中終

柵牟礼記卷の下

白杵近江守佐伯対手に下向の事

大友義鑑公の御前には佐伯対手を進めたる若侍共毎日出仕して御油断の由頻りに訴へ、今日明日と仰を待小手腔當を枕にし甲の緒をしめまちかけたなり、先ず老臣共を召して返事如何にとたづぬ玉へば再度の詞を控へんと又短兵に御沙汰有ければ不得止事思召可然と申上る、こゝに依て白杵近江守長景に佐伯柵牟礼城主薩摩守惟治謀叛逆意を企て終に露驗せり、急ぎ馳向いて惟治を始め千代鶴を対ち取り城郭を破却し幕下の見せしめと致すべしとて大友の紋打たる旗に太刀鎧を添へて都合勢二万余の人数を差向けらる、されば府内より飛脚立歸り彼地の風聞枝葉を付て告たりけルは此上は今一人遣し伯耆と一同して申開かばホぞか聞入玉ん事候まじと評定まち、ホる所に野々下孫左衛門進み出て

某此度の使を承り伯春と談じ御誤ホキ旨可申開と願ひけれ
ば頼母敷く思召し是も村内へ打立ちける。漸て伯春に對面
し是迄の次第を承り手に汗を握り昼夜わかたず宿老頭人の
宅に行き無誤旨申開くといへども勇みに勇み立ちたる中ホル
ば誰こそ取次人もホく、云いあぐんでぞ居たりける。斯て
佐伯には西人まで参りたる事ホルばとて教通の起証文を認
め飛脚櫛の齒をいく如く飛ばしけれども承引ホキこそ不運
ホル、

於府内子手堂旅宿伯春野々下討死の事

探題の御下知として今度佐伯へ討手遣す上は右兩使を軍始
めに討取るべしと有けルはやりをの若侍共我も我もと兩
人の旅宿子手堂にぞ押寄ける。有無をも云せず十重二十重
に取かこみ鯨波を揚けルば、伯春は聞ゆる長刀の名人住吉
流の達人、巴御前靜に十倍したる手利ホルば長刀の柄りうり
うと振廻し莞爾と笑ひて控たり、源左衛門は槍取つて九ヶ

國に誰恥る者ホレ、家中の節籠をして覺えある者ホルは兩
人共に命を捨て来る者は撫切にせんと面も振らず切つて出
る有様、はんくゆい張良にも不劣、火花を散じ縦横無盡にホ
ぎ立ルは歩^{カケ}行^{ダケ}立の侍は脇腹胸板を突通さル、馬上の敵は足
を拂い梨割胴切筒切、あご落し、突き開き上段下段寔を最後と
思ひ切り瞬く内に死人の山をホレ、血は流れて川をホす、さ
ル共敵は大勢ホルば入替入替へ戦小には一騎當千といへど
も数万と云ふ敵ホルば終に乱軍の中に対死す、惜むべき二人
の勇士哉、佐伯惟治は智仁勇の兼備したる將たるべし、か
よりの家来は後人の手本とホらめとて大友家にても沙汰し
けるとホリ、

白杵近江守圍柵牟礼城事

白杵近江守長景探題の命を請け總勢二万余の人数を引つル
明くルは大永七年正月上旬府内を打立、敵も味方に成らん
とて思ひ津久見の坂を越し敵の首取る血わたり川赤の河内や

奥葉日
否葉大友
氏の紋ふり

正八幡を小し拜み譽名を琢く鏡石登る峠は死出の坂日も入
相にかかる宿の玉の床木に着にける、時に大將長景下知を傳
之梅牟礼城も程近し高程の遠路高山を越た小ば馬も勞水候
へば今宵敵より逆寄せ人も難斗と陣中に觸を廻し長景熟睡
せず寝ずの番をぞ掛たりけり、其夜既に東雲に近き朝嵐に
山上寺の鐘里にひゞき先陣床木を立てば後陣遙かに引退き
奥葉の籜押立大將長景甲冑に身をかため太く逞しき駒に乗
大楳に殿してしづ／＼と打立ける、道せばき所小水は大軍
にて草木までも皆軍勢とこそ見之にける、所は野田小倉山
小田峯西より北のすみまでは床木山宮の河内陣所を必死と
打継ぎ、大將長景は川俣寺に本陣して平井土崎の両山に後
陣をかまへ尾崎谷の口一籜々々屯を張り下知を今やと待受
たり、敵味方諸共軍使馳遣ひ矢合極て既に城外に押寄之び
らやふぐいをおき、楯の板化彩イサをふらし關を作りけ小ば、
城内にも關を合す、其山考四方四五里に響き百千の雷一度

に落たるが如くふり、柳も梅牟礼城と申すは峯そびえ一遍
の雲を港き岩岬々として劍を植たる如し、樵歌牧笛の輩だ
に易くは登り難し、況や城郭を築き兵を入水て防んにふど
か攻入事成難徒に城を睨んで控えたり、然る所城中より水
戸を開き矢狹を開いて討て出で火花をちらして戦えば寄手
は長途に人馬勞水馬上にても働き得ず城勢は待ちもうけた
る軍水小ば十騎が一騎にも不掛合漸時の間に寄手大半討た
水け小ば長景斯くは勝利得難しと貝を吹かせ太鼓を打て軍
勢をまとめける、其日は人馬を休め長景謀を廻し数日千変
万化攻むるといへども城強く手立を替えて攻水ば又手立を
かへて防ぐ、毎日寄手の兵七ツ堀口に打出せし處城内より
ぞ見へける、或時寄手の兵七ツ堀口に打出せし處城内より
深田一党の者共他人を交せず進んで呼はりけるは某等は深
田伯春が親族也先達て主人薩摩守が使として深田伯春府内
表へ罷越候處千手堂の旅宿へ押寄大友家の御差ずかは不存

候へども実否を糺さず無体討取候事は御手柄とや申すべき
和漢共に軍使を討ち候事めづらしく覺之候係内どのの家
法には有之候哉一族ども無念の一矢參らせ候間試ぬべしと
云程こそあ川陰弓共さし詰引詰兩軍の如く矢次早に射出し
け川は掘際切岸槽の下死人に山を築きけり、寄手は人をた
てにして漸く身を隠し暮を待て逃退きし軍の様こそ見苦し
き、叔城中よりは翌朝東雲の頃水戸を忍出、麓に下り木根
岩の蔭小谷の伏木を楯に取て明るを待て弓押張弦啗しので
鼻油を引て待兼たり、斯とは夢にも知らずして寄手の者共
昨日の恥をそ、がんと城をさしてよじ登るを思ひかけふく
もこの木陰岩間より散々に射かけ川はホじかは以てためろ
うべき、どつと崩れて引退く、大將下知を傳之きたふき者共
の有様哉、千騎が一騎と成とても踏留て戦へとぢだんだ踏
であせ川ども耳には更に聞入小ず皆我先と下りけり、中に
四五騎踏留まり矢取りて射返すといへども下ヶ矢繁き其中

へ射上る矢ホけ川は思はずも矢一筋も行かず岩に當つて旗
を碎き、終に是等も射殺さ川空しく其日もく川にけり、
斯て毎日毎日合戦隙なくす、めども寄手の負とホりけ川は
大將長景諸士を集め申しけるはつらく、此城の有様を考小
るに縦ひかばぬを山と積むとも梯を以て城内に望むと云と
も更に届くべき共不覺、然るに合戦を決すべき方をせば味
方を損すべし、まずは此城二十町に不足、籠る所の軍兵を
積るに僅ふる郡司にて探題を傾けんと計る惟治が智謀中々
力攻には難成さらばとて此小城に数日を送り探題の思召も
如何也、然ルは一兩日を過すべからず寔に間計を廻らし此
方より和談を入矢留め扱の使者を遣し其返答を聞くべし、
探題へ野心ホき旨を明白に申達し速かに無実の罪を晴さん
事此方へ任せ候へと云ひきかしホは返答ホくては有るべか
らずと申け川は皆々此儀可然とて評議一決しそ川に色々手
段を扱ひける、

誤りか
どはばの

長景和談の使惟治返答の事

去程に長景使者の者にこまなく申含め城内に付主人より惟治公へ申入度儀有る由案内申入れ小ど富田七郎兵衛斯と訴へける。惟治被申けるは我長景に対し此軍取むすびたるに非ず、口上の差當る理にて道理に非ず、惟治疑有らば探題より檢使相入ルて事の実否を糺し賞罰こそ可有に小姓童の倭奸等が讒言を信じ討手を差向らるる條実に奇怪也、隣國の幕下に居り支配を受る斗に倍臣のあしらし言語同断に覺之候、京都義晴將軍同様に心得諸事城主を小以がしらに致し候へ共是まで小祿の郡司心に任せず、運を天に任せ一方を打破つて関東將軍の館へ參向し訴陣の番は對決の上申開かん雖然上を重んじ幕下の礼儀謹んで致所也、乍去義鑑公直宣に候ば相談すべし尤ふくば其元との内談は後日重ぬて府内より不審難斗存念無他候と御返事有け小ば七郎兵衛兩使へその旨つたへけり、長景聞て長歎し眉をいそめて古老

の臣一兩人をまぬきて申しけるは最初より申す通り此城是程強き事は案外ホリ、さ小ば水の手を留め候小べし、是程高き山城に水湧く様ホシ、中の尾に腰を帯び堀廻したる所の清水を夜中に汲むふらんと申しけ小ば皆一同して百余人を以て水の奉行につかはしける、城中より此を汲む事過半ホ小ば今四五日も留めたらんには城中凌ぎ難かるべしと申しけ小ば惟治公も水を追はんより長景を追小に如はホしとて差して差図もホかりける、寄手は水の手を留めけ小ば強いて寄来る気色もホく遠攻にぞ控えける、惟治公未明より水戸押開き打つて出け小ば我後小じと関をつくりて攻下る、寄手油断の事ゆ之夜討の来ると心得固章ざわめぎて鯨波を合せし斗にて陣中上を下へと騒動す矢きずを受け手を落さ小ける、麓は朝きり立重暗にまぎ小て横合より水の番人共へ打てか、小ば番人共もこゝを最後と戦いしが城中は案内者小小ば思小様に討勝て又もや油断を計りける、寄手け小

も大勢打負日々人減少し残兵更に攻め登る気色も亦く唯水の
手斗りに心を付堅固にぞ守りける、斯て城内も大勢の事
ホルは此一事には迷惑したりけれ共色を見せては一大事と
一両日人馬を休めける、馬ども湯流して可休とて城外に馬
を引出し糧米の精にて可洗とて塩月玄幡野々下徳兵衛に申
付終日洗ひけれ水と心得、寄手案に相違して水の番をぞ
いかせける、長景の智謀の薄きをそしりける、

寄手偽て和睦起証文乃事並落城

斯て大將長景肺肝を碎きけれども攻めては勝利を得難し和
談にしく有るべからずと心決して他人を退け老輩三四人を
近く招いて斯と語りけれ皆膝を打つて是を感じいずル城
をおびき出さずんば勝べからずとて長景存念をぞ認めける、
其文に曰く、今度主人義鑑之依命不肖に候得共某軍配を取
り當城に立向候一旦探題之蒙不審候事貴公之御不仕合也
能々承り候へば俵肝知怨讒言の旨相分り候此止は一先籠城

記は起の
漢字小ん

を止め日州表へ御開被成候はば探題の憤りも和ぎ可申然る
上は某命に替つて無誤旨可申開全く主人支配之催促に隨て
是非の糾明を不遂累代高家之老輩に對陣仕り候設恐水入次
第に候、乍然可進時は進み可退時は退き節を知つて命を全
うし後胤の榮を得給小、是名將のさす所也、漸て歸城可有事
は月を不可期此儀於御同心は諸々の圍解き往辺の御心易に
可任全く無偽旨一紙記証文午頭天王之空印血判すへ送りけ
る、惟治公を初め餘京監物野々下孫左衛門佐伯伊賀其外老
輩を集め此事如何と被探玉小に御運の傾かせ玉小にや此儀
可然と一同にて申し上る、惟治此時は御詞を出し玉はず、
諸士の異見を考へ軍勢籠城の疲勞を御覽じ和睦承引可被有
旨御答あり、落支度の用意にぞ相成りにけり、叔惟治公の
仰けるは千代鶴も可運行幼少亦水は馬上も如何と有りけれ
ば餘京野々下我々肩に載せ輦こしにても御供仕るべし、御心安
かるべしとて先に儲けの屋形も亦く塩月城村御領地殊に高

畑勘太夫寺田相馬も御跡に候へば兩人に御あづけ置玉はんに何の御不意か候可きと申しけれは、惟治公若君を側に召さし御髪をよせ玉い我一所に連度候へ共今被聞通り漸て歸城河致其内おとふしく待玉へ未練の遊びし玉小赤乳母やめのとに笑はれては大將の位に非ずとこまかに仰有けれは、流石母ふき御子にて涙ぐみ玉小御幼少とは去いふがら御手をつかぬ謹んで分れ給ふ、惟治見玉い弱みを見せじと富田佐伯此兩人を付玉い落城の支度ぞ極りける、御供の人々には餘京監物野々下右馬之允坂下禪正佐伯勘解由染矢女記泥谷將監塩月源兵衛神志名左膳河野大助塩月源左エ門廣未豫四郎長田大近本越右馬未広市助柴田隼人佐伯彌兵衛佐伯宮内龍護寺庄藏野々下徳兵衛柴田惣七、都合貳拾余人和睦の中の落人にはさも花やかに出立づル共御曹子に暇乞い実には大將の梓弓と引わか水たる親と子の見し面影を形見ともたがいに一寺の御別川傾く運の悲しさ假初水がら此時ぞ終に

別川と成しとは後にぞ思ひしられる、

龍護寺にて詠歌の事

斯て廿余人を引卒し暮を待て落行き玉小頃は既月の初めつかた光も薄き月影は涙にいとま臙にて教代の城を今出て歸らん事は白波の寄する渚に身を捨る心細くも別川まで他國に年を古市の村を漸く行離れ去を憚れば潜まりし龍護寺河原是ゆるや実には此寺の本尊は枯れたる木々も咲せんと花に現し玉小こそ落る木の実を拾はせて恭けふくも小し拜みしばかりく寔に並居つゝ疲れし馬に水を飼ひ其夜は觀音堂に舎けり、

枯れてだに咲くべき花の種しありば
拾はせ玉へ落る木の実を。

夜も既に明打立てばいかはる妻木久部の村討死すべき身の寔に道水て愁ゆる中山も命成ける東路の八幡山の頂上に登り玉い東の方へは武の八島千とせの影に箕作の島に群居て

啼く千島波の鼻づらつ水もくも馬手は川原片ほとりあやふ
き闇を迷小身は実赤き藁くずと埋水たる玉柏江の村水もや
堅田江頭余所に見て潮たゝえる塩月や鶴山須田の木いつ越
えて西野に近き長池の末の松風波越て村の名乗と残りつる
武威の鎧を上巻に結び舟坂に打續き冠柵野の民の宿いたゞ
き連し水桶の荷いつ水たる川井村今聖代に立歸りたがいに
譲り黒沢の村にぞ馬を休めける

惟治公馬上より水を乞ふ 多田弥四郎娘ゆかさ事
並 黒沢休息の事

黒沢村に弥四郎と云小者あり 娘に若狭と呼て其身貧賤た
りといへども人柄勝水年漸くニハ斗にして田舎育ては紡引
績白箕採の業のみ水ども生水付奇麗にして折しも田面に
出て若菜木ど摘み畦に腰打かけて居たりしを惟治公馬上よ
り呼玉ひ我長途に勞水喉乾きて絶難し水をさく水よと宣いけ
れば若狭篋器を捨て己が家に走り込み新らしき柄杓を取出

し水を汲柄杓ともに奉りければ惟治公此水に乾を止めり水
娘に云ひ 汝の父は何と云小者ぞと仰あれば 弥四郎と申
し候と答へ 名字はと問ひ玉へば元より名字は水かりけん
たゞ弥四郎と申候と答ふ 叔は只弥四郎かと又問ひ玉へば
左様にて候と答ふ 汝の名はと問ひ玉へば若狭と有のまゝ
に答ふ 不知や我は惟治也再び歸城せば名を得さすべし
何どののぞみありば得さすべしと宣へば女心に嬉しくや有
けん心中察すべき事ホリ 則ち家に歸り父母に此由を語りけ
れば父母驚き其外村中の者共悦出て思ひくくに礼をぞ述べ
る 叔惟治公始め御供の面々には筵を出して敷き君へは筵
こもを高く重ねて陣羽織を敷き御席を儲けて請じける 暫く
此所へ御休息有とかや

長景梅牟礼城征伐の事

叔てしも白杵近江守は和謀の事調えども惟治父子落城し相
残る城兵も亦く同夜長景城に入りて政を補佐し探題に注進

として三人に申含め歸しける。城外にはかゞりを輝し二万に余る人数入乱水たる事ホルは夜中とは去へ混雜大方ホリず。さ小共夜廻り最しく狼籍の条目を定め大友憲法の礼儀式を守らしむ。翌日佐伯家の雜兵弓弦をはりし甲を脱で降參を乞ふ。依て銘々功録をきき、改めて對面を許す。其中に四五人降參を後水馳に乞ひければ取次の侍共佐伯方の降人は先に立たル候輩皆甲を脱渡さ水たり。御刃達も可被渡たホくば取次叶小まじと申しければ氣早ホる若者共せにはめずらしき降參の法こそ候弓弦をはりし甲を脱ぐは定法也。甲冑を取度ば大將にこそ可渡とて長景の前に出で鎧を脱て打付腹十文字に掻き切つて終に空しく矢にけり。短慮未練とは云いホがら数万の中にて若武者の出面恥かしめら水たる無念さには斯も有べき事かホと人々申し合へり。

佐伯家中浪人の事

さ小ば佐伯方の侍日々降人と成る。長景は威にほこり、佐伯方

は如奴肩身すばみ無念至極の事共ホり、中にも二君に不社佐伯へ踏止り走若病人御供せず、残り止まる人々には

- | | | | | |
|--------|--------|-------|-----|--------|
| 菅弥三兵衛門 | 阿部伊太夫 | 阿部 | 半助 | 城村弥九郎 |
| 城村弥太夫 | 深田七郎兵衛 | 深田 | 又太郎 | 泥谷甚兵衛 |
| 泥谷 孫作 | 泥谷重兵衛門 | 長田 | 藏内 | 長田源右衛門 |
| 橋迫左馬之助 | 左田善九郎 | 木屋 | 主計 | 高司治兵衛門 |
| 森田三兵衛門 | 橋迫 頼母 | 戸敷 | 新吉 | 戸敷六郎次 |
| 左用 内膳 | 矢野子五郎 | 矢野 | 弥七 | 宮脇 藤六 |
| 宮脇 又内 | 寺田 左馬 | 塩月 | 織部 | 白井 数馬 |
| 後藤 出雲 | 後藤 河内 | 岡部 | 市助 | 河辺台兵衛門 |
| 森岡 内藏 | 盛岡 凶書 | 盛岡 | 左兵衛 | 河辺八郎次 |
| 河辺八郎九郎 | 由布 善内 | 飛彈 | 春宮 | 安藤 主税 |
| 安藤 伊織 | 中野 藤内 | 松浦 | 志摩 | 御手洗刑部 |
| 高水 玄蕃 | 才田子次兵衛 | 寺島 | 左内 | 未松 左近 |
| 津井 要 | 神乞 藏人 | 矢野左兵衛 | 高畑 | 左京 |

大津喜兵衛 西野守兵衛 津井 舍人 左用茂太夫
 狩生 大和 染矢 新助 出納新壹門 古市又五郎
 古市三郎五郎 古市喜兵衛門 小倉惣兵衛 池辺吉兵衛門
 上岡 茂吉 藤原 徳市 柏江 祐和 阿保司六藏
 扱て惟治公には御供の人々と彼若狭が父弥四郎が歡興に暫
 く旅しやくの齎をはらし玉いけ川共寔は御村に續いて城近
 し又府内の様子を聞結び度其儀も里近かけ川は不宜此黒沢
 の峯について究竟の地候とて右山路に入り玉ふに我々たる
 巖壁九十折松柏之音のいつ日の出入るをも知りず漸く峯に
 よじ登り俄に筈水きの小屋しつくりし府内の安否を聞給小
 餘原野々下坂下三士を商人に仕立て荷物に似せて擔いつ川
 出しける残る人々も入替りし寔かしこと出しけ川共忍び
 くの事亦川は敢て分りし事もふく空しく月日を送りける
 此峯山高麓遠し朝の嵐肌を徹す初冬の頃も谷の清水も氷り
 上下湯に忍びず雪は日々に鵝毛を散せば主従鶴髦をきて排

徊すとも謂つべし寒氣防ぐべき様ふけ川は何國をさして落
 つべきと評議するに薩州島津が配下へ御落有て然るべき、
 是より程も近く此山のあふたは日向にて然も島津が領の端
 で候彼方へ御頼被成幕下へ可属旨被御候ば見捨も仕る間敷
 と申しけれ川は此儀に同じ給ひ持給小鞭を上に指置き玉へば
 其後みどり出篠原と成り逆杖に蔓り今に有り、其時此所を
 馬場の尾と名付玉ふ膳晚盤具の類黒沢村の東西に今に残り
 てありとかや、

惟治公於日州三河内傷害の事

去程に惟治公主従貳拾余人野陣を出で三河内へ越か、り玉
 小に尾高千山と云小所に行過り此所馬の足立ず鞍置木がら
 乗すて峯越尾越谷を越けるに岩角に足を痛漸く半日斗に山
 の半腹にのぼり岩を將凡に召さ川諸卒に息をつかせ四方を
 見渡し玉小處に御民輩一撓を起して思ひ寄らざる数百人眞
 黒に成りて開を作りて寄来る、長田本越柴田ホど已々走り廻

惟治公の
 我し置か
 小の力あ
 川原木村
 赤木道
 安藤定次
 氏現在藏
 ふり、
 不思議の
 傳説を録
 す、

りて何者亦小は狼籍也名乘小聞て委細を去んと高聲に呼小
共一揆共声々にそ小亦るは佐伯惟治と見之たり此處に新
名の一党和えたり夫にて御腹召さ小候小べし無尤は不肖亦
がら合戦仕りおめくとは日州へ足入させん事思ひも寄ら
ずと傍若無人の田舎者物亦去はせそ打殺せと罵りけ小は惟
治公を始め皆々遁小ぬ所亦りとけさん佩立切て捨て歩行
武者太刀業矢種不残射つくして稻麻竹葦の圍の中四角八方
へ切廻り撫たをす事麻を倒すが如し然るに餘原野々下馳か
へり申けるは逆も君の御運是迄亦り事急に候へば仔細を不
申上新名へ長景より内通有しと承る罪作りに一揆輩五百七
百亦で倒共無益の事御防矢仕り候小べし御傷害被遊御無念
の恨を冥土黄泉より被報候べし返すくも大友並長景が誤
亦き君を無実に沈め奉る事無量劫を経る共其怨を可報とこ
そ存候と申け小は惟治公いかにや及ばん生々の鬱憤たとへ
命は滅すとも魂は立所に仇を報ん汝等供せよと高き岩に



かけ上り、寄手の奴原能く聞け我無実の讒に依つて自害す
此一念已等三日の内を過さず思ひ知りせんと鎧脱捨て下に
抛ち差添抜く間も有りばこそ腹に突立て曳とばかりに十文
字に搔切つて返す太刀を口に喰へ岩角より眞逆様に落申ぬ
いて矢玉小、餘原野々下坂下以下主人の御先途見とゞけて
敵に割入皆乱軍の中に対小たり無残といふもおろか亦り、

千代鶴君西野村にて御傷害の事

斯て御曹子は幼少といへども城村塩月の間に身を隠しか小
たこふたと経廻り頃日は吉上の辛き目を略見させ玉小に付
父上の事恋しく思召富田四郎五郎佐伯伊賀に仰けるは此通
り徒に日を送るも府内の吉左右を聞かまほしく思小斗り小
り日州三河内とやらんには父上の在す由御跡を慕いて行
くべしと涙を流して宣へば兩人も理とは思えども府内の不
免許長景府内へ歸國の上に諷亦き旨申し被使せんとの示合
君の御陣召さ小し黒沢と申すは屏風を立たる如き難所登了

時は膝足を折り、下る時は腰を打ち血を出し、今は時更寒気強
く鶴山の渡、須田坂の川、西野川、川井黒沢とて幾瀬と申不知、数
水氷つて中々旅行難計、春にも成ば氷とけ、田舎の名所御目に
かけ可申とすかし、ホだめ日を送りて、此君世に有り時は襦袢
の中にて乳母に抱か、川育けるに荒男の御介抱、夜に入、川は竹
編める窓に向ひ、疎、ホる嵐に御髪さへ、荊を頂如くに、乱、川食に
向はせ玉ふては御箸さへ取上玉小、誠に鐘の数を算へ人目を
恥ぢ壁に向ては涙を拭ひ玉小、誠に痛はしき御事かホとて草
負小馬を借りて懐き乗せ三河丸を志さして漸く西野まで行
けるに黒沢より走り下るものあり、間近く来るに付見、川は君
の供人泥谷將監ホリ、たがひに、川はといふに知りせ玉小
まじ君は日向國に趣き玉小所に尾高千山と云小峯にて新名
某と申す者の一撻数百、長景に頼ま、川対て出候故、乍無念御傷
害被遊傍輩不残、対死して御遺言に某には早速馳歸り、富田佐
伯諸共若君を隠し参りせ、再い御代に出し申さん謀こそ御最

後の御供にはまさ小るとの蒙、御よしホき命を存へ馳歸り候
所幸に御目に懸り致安心候、長景には表裡の侍御和陸の時よ
しホき起証文に血判を以て落城させ候中へ己が天命を顧み
新名が手を借り君を対奉り、此上若君の御身の上覺束ホし、
府内より免許の沙汰も思いもよらず、是より船をかり四國へ
渡海し玉小べしと評議する所に、さわやかに鎧たる武者鞭を
上げ鐘を合せ馳来る所、主従遙に見て、是は正しく対手と見え
たり、そのま、若君を木蔭に忍ばせ、様子を見つくりいせんと
せし間も、ホく大音聲に叫はりけるは、その川に御座候は佐伯千
代鶴君にては候ずと聲かけた、川は是は道、川ぬ所と思ひ、人手
には掛ら、川じと若君に自害させ、其ま、富田泥谷佐伯と立並
んで腹切たり可憎哉、御年九才の若君、榮行く春を待たずし
て消させ玉小痛しと云、小も愚ホリ、
大永七年十一月廿五日、佐伯の家滅亡する事、此日如何ホる悪
日ぞや、さ、川ば鎧たる武者は探題より許の使にて有けるとホ

り無実の讒言悉く露見し然る上は惟治は隠居千代鶴へ家督相違ホキ条後に使の語りける去は長景が忠は忠にて忠に非ず今の代まで人々評判しけるとあり

雷尾権現の由来

寔に佐伯の一統滅亡の後はさまがま神変を現し祟をホす事止む時ホし幻に見え現に飛んで賞罰有ルは荒天神と祭りて漸く穏かにホルは馬上にて水まゐらせし黒沢の多田弥四郎の娘若狭に乗りうつり地を走り水を歩む事恰も平地を行くが如し父に向ひ汝我を知らずや佐伯惟治也驚いて皆村中数輩手を突き膝を屈していかホる御事にて御越候哉と探ぬルは戎旅の疲ルに水を乞たる時若狭に一言残すといへども戎歸城せず空成る然ルは水の返答を今云知らすホリ汝等此若狭を崇めて所の長とも思ふべし此黒沢に我靈魂を祭り宮地に鳥居を建て清浄と改むべし若し疑心を生せば村を退轉さすべしと詫ありて若狭絶息して倒ルける惣身より汗を出

俗に千代鶴の墓と呼ぶル者今の西野に残ルり此交にて自害せると云ふ血恨子けりと云い傳ふ事赤き跡石に残ルり

す三日の間人心よく前後を忘ルけり其後此の言葉をたづぬるに敢て不覺是を初めの不思議として対手の大將近江守長景俄に大病大熱発して身体焼くが如く一昼夜の間に蹉跎して死す日向の三河内にて敵對したる本人新名の一党悉く不宣病を受け数日を経ずして死絶たり最後の節立さはりたる者は云小に及ばず其後御死骸に手掛鎧甲に障りたる者其外惟治公を迷靈と見掛たる者憎して面を合たる者一人も生たる者ホし朝は日の出をまつて作す所に出で暮は未燈をせずして門戸を閉ぢて通路ホし依て怨靈ホだむべしとて黒沢の村内に地祭して神を立て社を建立す雷尾権現と奉崇神詫ありたホり常盤の祭十一月廿五日を毎年の建日と定め従五位下朝散大夫前薩州大司惟治大機正徹禪定門御曹子玉浦宗白禪定門と申奉る御本山定光寺雷尾権現是也神佛両部に崇敬せらる怨靈忽ち神威をおかさルて佐伯に數十ヶ所社檀建立あり又三河内

に惟治公の御鎧太刀韋ふどを神璽と崇め六社の権現とす。
古に佐伯梅牟礼記とて教多ありといへども勝者あり、或は文をかざりて
本意を失小有り、此書は去る旧家の秘したるを乞得て寫し畢んぬ。
殊勝にして三百年近き興廢を掌に見るが如し、実録中へ文重ふりたる
は見る人察し玉へ。

梅牟礼記 卷の下

大尾

右梅牟礼記文政第十二己丑晚秋寫之誤字落字等
見る人察し給へ。

附錄

大神姓佐伯氏系圖

(大神系圖・緒方系譜考ニ據ル)

○ 大神朝臣庶幾

豊後介從五位下大神朝臣良臣之子也
寛平四年二月叙從五位下大野郡領(據三代実録・豊後國志)

惟基

大神大夫ト云フ。傳説姫ヶ嶽神孫也ト、弘仁二年辛卯生ルト云フ
豊後史跡考ニ據レバ惟基生年ハ寛平四、五年之間如、然ラサレバ年代ノ相違最也、任豊後守後豊後國五職檢帶ヲ賜フ、
注五職檢帶トハ兼帶ノ意ニテ官職ノ兼官ヲ云フ(有職故実考)

政次

高千穂太郎・三田井太郎・三田井氏祖

惟季

河南次郎 河南・小京・武宮・橋爪氏祖

惟則

野尻三郎

惟顯

直入四郎

惟清

城原五郎

惟通

朽綱六郎

惟平 或ハ季平 植田七郎太夫

榮基 或ハ基平 — 盛基 — 家基

泰基 稱大野九郎 大友左近將監能直入國、砌大野九郎神角山ニ據リテ抗シ

惟盛 コレモリ 三重九郎太夫 本文中ニ惟盛父惟基ノ名代トナル條アリ

惟衡 コレモリ 白杵大六太夫 — 惟用 コレモリ 白杵大七

惟隆 白杵太郎

惟長 田中次郎 — 系図ニヨレバ此二人並ノ時アリ

惟榮 緒方三郎 尊永二年平氏太宰府ニ致ル、惟榮コレヲ征メテ九國ヨリ追フ

惟時 佐加四郎 文治元年惟榮字佐、室殿ヲ燒キシ罪ニヨリ上州沼田庄ニ配流

惟興 加未五郎 建久元年平家追討、功ニヨリ被有豊後佐伯莊ニ歸ル

惟家 三重三郎 大神系図ニヨレバ惟榮ノ子惟久ノ子ト在リ

◎

惟庸 コレモリ 佐伯氏初代 佐伯太郎 佐伯氏ノ祖也 大神系図ニハ惟康トアリ何レカ

二代 惟朝 コレモリ — 惟直

惟定 堅田氏祖

惟綱 大津苗氏祖 — 三代 惟忠 コレモリ

衆 惟久 稱左衛門尉 大神系図ニヨレバ兄惟直ノ子トナル

五代 惟直 又政直稱弥四郎 弘安四年田所ニ本莊百廿町地頭御家人佐伯弥四郎

惟助 政直云々之同一人也

六代 惟宗 稱備後守

七代 惟仲 稱備前守 建武三年尊氏將軍ノ命ヲ被リ肝付八郎兼重以下ノ凶徒ヲ討ツニヨリ尊氏ヨリ教書被下(大友興廢記ニヨル)

惟杏 稱主殿

八代 惟秀 稱豊前守

九代 惟世 稱讚岐守 嘉吉元年大内義隆兵ヲ豊後ニ入ル注義隆ハ義興ノ子ニシテ後代人物ナリ(大神系四)大友親治公ノ御時大内義隆十ヶ國兵ヲ卒ニ對入時佐伯勢母ニ破リ敗軍ニ及ブト(緒方系諸秀)長田氏祖

惟信 稱高千穂元衛門尉

十代 惟治 稱薩摩守 居館ヲ移相牟礼 惟治大永七年十月廿五日日川尾高千山ニ戰死年三十三法号正徹大禪定門今富尾宮ニマツル大友義鑑白杵長景ノ讒ヲ信ジテ惟治ヲ征對シタル景之對得ガ偽テ起証文ヲ送り惟治ノ城ヲ渡スヤ新名党ト計リコレヲ石神嶺ニ對シ

千代 鶴丸 惟治城致セシ後父ノ跡ヲ追ヒ日州落ツル途中自害ス 法名玉南宗伯大禪定門 下堅田村西野ニ墓アリ

惟勝 惟治歿後在佐伯弟惟常ト悪ク事ヲ構ニ佐伯據水戸城 佐伯正統ノ代ニ入ラス

惟重

十一代 惟常 稱紀伊守 惟治歿後兄惟勝在佐伯事ニ依リ爭ヒ伊豫ニ避ク 後在筑後國東柳 惟勝死後賜木竹後佐伯相牟礼知ス

惟覽

表 惟教 稱紀伊介 早宗天大神系四ニ曰ク天正六寅年十一月十二日日州高城ニ戰死法名損館前紀州太守龍德宗天大禪定門同陣ニテ田北相模守親周ト息惟真ト三人死ス

十二代 惟真 稱彈正少弼 宗勤 天正六寅年十一月十二日日州名拔川ニ於テ戰死 法名前霜台東岳宗天動大禪定門

鎮忠 稱新助 日州名拔川ニ兄ト共ニ死ス

十三代 惟定 稱佐伯太郎 權之頭 天正十四年島津氏豊後攻来ル時之ヲ破リテ功名アリ太閤秀吉ノ感狀ニマズカル文祿二年大友家没國マラ

統幸 稱進士 後又モ門主家追參後淡野家ニ仕紀州ニ住ス 伊勢ニ移リ元和四年六月九日津病死ス法名宗忠功月大禪定門

惟寛 稱帶刀後仁兵衛 毛利家ニツイテ藝州ニ到備中ニ知行サル 寛永三年没緒方洪庵ハコノ人ノ後也

232
387

昭和七年七月二十日印刷
 昭和七年七月廿五日発行
 非賣品

編輯者 大分縣 佐伯町 本町 九七一
 郷土史料研究会

発行者 大分縣 佐伯町 本町 九七一
 大 亀 忠

印刷者 大分縣 佐伯町 本町 九七一
 大 亀 忠

発行所 大分縣 佐伯町 本町
 睡美書房

惟重 稱權之助
 藤堂氏(仕四十五百石)

惟滋 土佐三住ノ細木氏稱又

惟壽

以上

